No.38

# 自由法曹団埼玉支部通信

発行元　自由法曹団埼玉支部
発　行　2023 年 4 月
連絡先　〒 330-0802
さいたま市大宮区宮町 2-28
あじせんビル 6 階
埼玉中央法律事務所
電話 048-645-2026
増田　悠作

## CONTENTS

生活保護基準引下げ違憲訴訟～勝訴判決のご報告～　鴨田　譲 ……1

6.17 最高裁判決を克服する―原発公害国賠訴訟　最高裁闘争（第 2R）の課題と展望
弁護士法人けやき総合法律事務所　南雲　芳夫 ……3

埼玉アスベスト弁護団報告　竹内　和正 ……6

「学童」と「民営化」―春日部市放課後児童クラブ弁護団（住民訴訟）のご報告
石川　智士 ……9

非正規滞在外国人と医療　樋川　雅一 …… 11

外国人の権利問題に対する取り組み
～難民認定申請者の子どもたちの在留資格取得のための取り組み～　鈴木　満 …… 13

マスダック・啓和の偽装請負解雇事件について　小内　克浩 …… 15

ハッチーニ丸八偽装請負事件　谷川　生子 …… 17

ただいま東京高裁抗告中（自衛官冤罪国賠事件）　伊須慎一郎 …… 20

桜井和人弁護士のこと―日本国憲法に魅せられて　鈴木　幸子 …… 22

全国一斉「いのちと暮らしを守る　なんでも相談会」
―足掛け３年の電話相談会と今後の取組について―　猪股　正 …… 23

# 生活保護基準引下げ違憲訴訟
# ～勝訴判決のご報告～

埼玉総合法律事務所　　弁護士　鴨田　譲

## 第１　はじめに

2014 年 8 月にさいたま地裁に提訴をした生活保護基準引下げ違憲訴訟（埼玉訴訟）であるが、約 8 年半の審理を経て、2023 年 3 月 29 日（本原稿執筆時の前日）、原告側勝訴の判決が言い渡されたので報告する。

## 第２　判決主文の要旨

1　被告県または被告市が原告らに対してした生活保護費の減額処分を取り消す。
2　原告らの被告国に対する国家賠償法に基づく損害賠償請求（慰謝料請求）を棄却する。
3　訴訟費用は原告らと被告らが 2 分の 1 ずつの負担とする。

## 第３　判決理由の要旨

### 1　事案の概要

厚生労働大臣（被告国）は、生活扶助基準（生活保護費のうち生活費に相当する部分）の改定（一部増額になる世帯もあったが、多くの世帯においては減額）を内容とする告示を発出し、これに基づき、各自治体の福祉事務所長が 2013 年 8 月から 2015 年 4 月まで、3 度に渡る生活扶助費の引下げを行った（以下、「本件引下げ」）（改定を 3 度に分けたのは保護利用者の家計の急激な変化を避けるため（激変緩和措置）と説明される。）。この結果、総額 670 億円 、平均 6.5%、最大 10% の生活扶助費の引下げという過去に類を見ない大幅な引き下げがなされることとなった。本件の埼玉訴訟では 35 名の方が原告となったが、審理中に亡くなられた方もいたため、本件判決時の原告は 25 名である。

### ２　本件引下げの根拠

⑴　ゆがみ調整（約 90 億円の減額）

全世帯を 10 の所得階層に分けた場合の一番下の階層（以下、「 第 1・十分位 」）の世帯の消費実態に生活扶助基準を合わせること。なお、ゆがみ調整の際、被告国は、基準部会に諮ることなく、基準部会の検証結果で示された生活扶助基準額と第 1・十分位世帯の消費支出のかい離率を 2 分の 1 にして反映させる処理を行った（「２分の１処理」）。この処理の結果、減額が予定された世帯では減額幅が小さくなったが、増額が予定された世帯では増額幅が小さくなるという不利益が生じた。

⑵　デフレ調整（約 580 億円の減額）

平成 20 年から同 23 年までの間の「生活扶助相当 CPI」（従前国が用いてきた総務省統計局の物価指数ではなく、今回の改定のために厚労省が初めて作成した物価指数）を用いて算出した物価下落率－ 4.78％を生活扶助基準に反映させること。なお、被告国は、デフレ調整について基準部会に諮っていない。

3　争点についての原告の主張と判決要旨

⑴　争点①―デフレ調整―

原告の主張は、①基準部会でデフレ調整については全く議論されていないこと、②これまで生活扶助基準改定で用いられたことのない物価という指標を用いていること、③平成 22 年という特異な時点のウエイトを採用したこと、④生活扶助相当 CPI に統計上の正当性がないこと、⑤基準時点（平成 20 年）と比較時点（平成 23 年）の選択が恣意的であること、⑥家計調査の一般世帯のデータを使用・加工したこと等からデフレ調整には厚生労働大臣の裁量の逸

脱濫用があるというものである。

これに対し、本判決は、①について、厚生労働省設置法の規定からは、基準部会は意見を述べることができるに留まり、厚生労働大臣を拘束するものではないから基準部会からの意見聴取は義務とはいえない、②～⑥について、被告国の主張をそのまま採用し、厚生労働大臣の判断に裁量の逸脱濫用があるということまではできないと判断した。

⑵　争点②―ゆがみ調整―

原告の主張は、①「ゆがみ調整」の手法自体に大きな問題があるとともに、「ゆがみ調整」の判断過程の説明内容が誤りであるということ、②比較対照となる第１・十分位世帯群から生活保護世帯が除外されていないこと、③著しく低い決定係数・検定の結果の無視・回帰分析の結果の適正化のためのその他の問題の検討の不備の問題があること、④第１・十分位世帯の消費支出の生活扶助基準額への反映比率を２分の１にしたこと（「2分の１処理」）等からゆがみ調整には厚生労働大臣の裁量の逸脱濫用があるというものである。

これに対し、本判決は、①～③について、分析方法の当不当の判断の問題である等として被告国の主張をそのまま採用し、厚生労働大臣の判断に裁量の逸脱濫用があるということまではできないと判断した。

他方、④２分の１処理については、被告国は激変緩和措置として行ったと主張するものの、生活扶助基準が増額されるべき世帯との関係でも２分の１処理を行うと減額となり、激変緩和措置に当たるということはできない、厚生労働大臣が基準部会の諮問結果と異なる判断をする場合には被告国において十分な根拠が求められるがその根拠はない、従って、被告国が２分の１処理をしたことは合理的な根拠を欠くのみならず、ゆがみ調整や激変緩和措置の趣旨と矛盾し、これを行った厚生労働大臣の判断に裁量権の逸脱濫用があるというべきであると判示し、その上で、２分の１処理によってデフレ調整後の減額幅も変更になる可能性もあるから、全体として本件処分は違法であると判断した。

⑶　争点③―国賠法に基づく損害賠償請求―

原告の主張は、本件改定前から健康で文化的な最低限度に満たない生活水準であったところ、本件改定によりその水準を更に切り下げられたため、甚大な精神的苦痛を被ったとして国家賠償法に基づき慰謝料として１人１万円の損害賠償請求をした。

これに対し本判決は、原告が精神的苦痛を被ったとしても、本件処分が取り消され、新たな処分がなされることで慰謝されるから、損害賠償請求は認められないと判断した。

## 第４　本判決の評価

本訴訟と同様の訴訟は全国29の地方裁判所で提訴され、既に各地で地裁判決が下されている。１年前の時点では、原告側から見て勝訴判決は１件（大阪地裁）、敗訴判決は８件という情勢であったが、昨年５月の熊本地裁で２件目の勝訴判決が出て以降、立て続けに勝訴判決が下され、本判決の時点（2023年３月29日）で、８勝９敗の情勢となった。

本判決は勝訴判決ではあるものの、これまでの７件の勝訴判決とはその理由が異なり、実質敗訴の内容も含む問題のある判決であった。すなわち、今回の保護費減額の理由は上記のとおり①デフレ調整と②ゆがみ調整であるところ、これまでの勝訴判決のうち①②ともに違法とした判決は２件（熊本、和歌山）、その他５件は①のみを違法とした判決であった。他方、本判決は、①デフレ調整を適法とし、②ゆがみ調整のうちの２分の１処理のみを違法として処分全体を違法とする判決であり、違法性が極めて大きいと考えられる①デフレ調整について適法と判断したことは弁護団として到底容認することができない。よって、今後、被告県・市から控訴されることが想定されるが、原告としても被告国を控訴し、控訴審で①デフレ調整の違法性を認定させなければならない。

# 6.17 最高裁判決を克服する原発公害国賠訴訟最高裁闘争（第 2R）の課題と展望

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団　　弁護士　南雲 芳夫

## 1　原発被害者訴訟において国と東京電力、とりわけ国の責任を問う意義

国は、安全性が十分に確保されていないにもかかわらず「安全神話」を流布して原発推進政策を進め、それに呼応した東京電力等の電力会社は、多くの原発の設置・稼働を進めてきた。そうである以上、少なくとも「万が一にも重大事故を起こさないようにする」ということは、原子力事業者の最低限の責務であり、国もそれを確実に行わせる規制について重い責任を負う。

しかし、国も東電もこれらの責務に反し、想定される地震・津波についての対策を怠り本件事故を引き起こし、多くの住民に甚大な被害を及ぼした。

国と東京電力の責任を明らかにすることは、

(1) 重大な責任を踏まえた上での被害救済を全うなものとする
（ふるさとの原状回復、地域の復興、被害の完全賠償の前提としての責任の究明）

(2) 安全対策・規制の怠りを明らかにして、これを教訓として二度と重大事故による被害が起こらないようにする

(3) 原発の本来的な安全性の欠如を明らかにし、原発推進政策の誤りを正し、原発に依存しない日本・社会を目指す出発点となるものである。

生業訴訟は、こうした観点から多数の被害者を原告団に組織し、集団訴訟を通じて、とりわけ国の責任を明らかにすることを重視して闘ってきた。

最高裁では、千葉、群馬、そして愛媛訴訟の4事件で共闘を組み、4事件共同署名や要請活動に取り組み、法廷での弁論も4事件で分担・共同した。

しかし、昨年6.17の最高裁判決は、私たちの期待を裏切るだけではなく、想定を超えるものだった。

## 2　6.17　最高裁判決の評価とその誤りを正す意義

最高裁（多数意見）は、「仮に、長期評価の想定津波に基づいて敷地南側に防潮堤を設置したとしても、東側からの浸水が防げず事故は回避できなかった」とのみの理由で、国の責任を否定した。

防護措置の在り方や結果回避可能性についての判断自体も誤ったものであるが、それ以前に、

**(1) 予見可能性についての判断を回避したという点が最大の問題**

長期評価や貞観地震の知見の進展があったにもかかわらず、これらの知見を安全対策・安全規制に取り入れなかった国・東電の対応の在り方が、原発の安全法制の趣旨に沿うものであったか否か（予見可能性の論点）が、最も重大な争点だったのであり、下級審でもこの点が最大の争点として主張・立証が尽くされてきた。

この論点は、「国の賠償責任が認められるか否か」という問題にとどまらず、長期評価や貞観知見を無視して原発稼働を進めてきた国・東電の対応が、「原発の安全規制の法制上、適正なものと評価できるのか否か」という規範的な判断を伴うものである。

最高裁判決では、「原発の安全対策・安全規制に求められる安全性とはどの程度のものか」、すなわち、「あるべき原発の安全対策・安全規制の在り方について司法＝国家としての最終的な考え方を明らかにすること」が当然に期待された。

しかるに、最高裁は、この点についての判断を全く示さず、原発事故を巡る国賠訴訟を、交通事故等の一般の不法行為事件と同一レベル事案としてのみとらえ、「因果関係が立証されていない」という理由のみで、実質的な審理と判断を回避した。

こうした最高裁の判断は、三権分立の下で、政府による違法な行政執行に対し、独立した司法が法令の趣旨を明らかにし違法な行政執行を是正するという役割を放棄するものであり、国民の司法に対する期待を完全に裏切るものといわざるを得ない。

日 本国憲法の三権分立の下での司法の役割を生き返らせる観点からも、この点の最高裁判決の誤りは、絶対に正される必要がある。

**(2) 責任論を棚上げにしたことによる無過失責任による低額賠償の追認**

最高裁は、6.17 判決とセットで、（民法に基づく重大な過失を踏まえた賠償義務を否定し）東電の責任を原賠法の無過失責任にとどめ、低額賠償にとどまる各高裁判決を追認した。

この判断は、原発稼働・推進については、過失の有無を問わない（というよりは、「問わせない」）、すなわち、安全対策の適否・規制の適正については議論を封じた上で、無過失賠償責任の下で、最低限の賠償を実施することによって、原発稼働・推進を一層進めるという政府の政策に迎合するものといわざるを得ない。

(3)　国の責任を否定したことによる「事故の反省なき原発積極推進政策」

過失責任を問うこと自体を許さない最高裁判決の姿勢は、深刻な被害を引き起こした福島第一原発事故に対する反省や、そこから導かれる後世に伝えるべき教訓を明らかにする課題にも背を向けるものとなっている。

最高裁判決の直後の 7 月の参議院選挙においては、自民党は、原発政策の見直しについては言及しなかったため、選挙ではこの点は全く争点になっていなかった。それにも関わらず、8 月には岸田政権は、国民的な議論をないまま、原発の積極推進政策に舵を切った。

国の責任を不問に付す最高裁判決は、政府による「反省なき原発積極推進政策」の呼び水となったことは明らかである。

二度と福島原発事故のような悲惨な事故が起こらないようにする（ノーモア・フクシマ）ためには、原発の安全規制の在り方について判断の対象から全く外すという最高裁の誤りを正すことは不可欠といえる。

## 3　第一次最高裁闘争の振り返り

最高裁判決は、政府の政策的判断に遠慮・忖度し、事故の責任問題には踏み込まず、原賠法の無過失責任による東電の最低限の賠償システムを追認したものいわざるを得ない。

第一次最高裁闘争の振り返った場合に、原発を巡る問題の大きさ（原発再稼動に対する闘い、廃炉問題、汚染水問題、）に比べ、こうした広がりを持つ原発問題と取り組む、中央・全国の運動との連携・協同が不十分だったのではないか？という検証は必要と考えている。

## 4　最高裁闘争（第 2R）を巡る情勢と展望、課題について

**(1) いわき市民訴訟・高裁判決について**

3 月 10 日のいわき市民訴訟仙台高裁判決は、最高裁判決後の初めての判決、しかも高裁判決であった。津波対策を怠った国の対応を「違法」と断じた点は、当然とはいえ、評価し得るが、最後の結論は、最高裁の敷いた路線に屈服するものだった。

国の責任を否定する高裁判決に対しては、最高裁は、「既にこの件は決着済み」として、早期に「三行半」の門前払い決定（上告不受理決定）を出すおそれもある。

**(2) 私たちに、最高裁判決を克服する展望は**

あるのか。

もちろん、一度最高裁の判断が示されたという事実は、極めて重い。しかし、展望を基礎付ける事実もあると考える。

なにより、最高裁判決が示した判断の「お粗末さ」である。「何もしていなかったが、仮にやったとしても無駄だった」といわんばかりの判決は、国民のみならず多くのマスコミでも厳しく批判された。

仙台高裁判決の「違法」という判断は、最低限の抵抗を示したともいえるのであり、我々の武器ともなり得る（最高裁が判断を回避した「津波の予見可能性」については、これまでの高裁判決では４勝１敗）。

**（3）一つでも高裁で勝つことが突破口となる**

下級審にとどまる後続訴訟、とりわけ高裁の結審・判決が近いうちに想定される事件において、一つでも国の責任を断罪する判決を勝ち取ることが当面の最大の獲得目標となる。

一つでも国の責任が認められれば、最高裁は、国の責任の肯定・否定の相反する判決に対し、もう一度、口頭弁論を開いて審理をやり直すことが避けられなくなる。

この第2Rにおいては、まず何よりも、6.17判決のような最重大争点についての判断を避ける「肩透かし」は司法に期待される役割放棄であり到底許されない、国の規制対応の是非について最高裁が判断を示すべきであるという点が強調される必要がある。

そして、その規制対応の「違法」判断を踏まえた上で、もう一度、国の責任の有無についての明確な判断をすることを求めていくこととなる。

**（4）国民的な運動の広がりが求められる**

ただし、こうした判断を勝ち取ることは、法廷内の主張・立証だけでは獲得することは難しいと考えられる。

6.17最高裁判決はお粗末な判決だが、どんなお粗末な判決でも、広範な国民の批判がない限りは、既成事実としてまかり通ってしまう。

6.17判決を克服し国の責任を明らかにすることは、福島第一原発事故のような悲惨な被害を二度と起こさないために不可欠なことであり、そのための国民的な運動の広がりを作り出すことが極めて重要といえる。

# 埼玉アスベスト弁護団報告

弁護士　竹内　和正

## 第１　埼玉アスベスト弁護団

### １　構成

団　　長：南雲芳夫
事務局長：竹内和正
事務局次長：佐藤智宏、増田悠作
弁護団員（ML 登録者）：40 名（実働：20 名程度）

### ２　目的

アスベスト被害の救済と撲滅を目指し、現在、各訴訟とともに、個別のアスベスト相談に対応しています。
埼玉弁護団ホームページ
http：//asbestosaitama.org/

## 第２　アスベスト被害の実情

### １　アスベストとは

アスベスト（石綿）は、天然に産する繊維性鉱物です。その繊維は極めて細く、アスベスト１本の直径は 0.01 ミクロン～１ミクロン程度であり、髪の毛の約 5000 分の１の細さといわれています。 アスベストは「いしわた」とも呼ばれるとおり、「綿」のように軽く、「石」のように熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変化しにくいという特性を持ち、さらに安価であることから「奇跡の鉱物」と呼ばれ、建材、摩擦材等の様々な工業製品に使用されてきました。

### ２　アスベストを原因とする病気

アスベストを原因とする疾患としては、石綿のみによって生じるとされる石綿肺、中皮腫、石綿胸水（石綿胸膜炎）と、石綿以外の原因によっても生じるとされる肺がん、びまん性胸膜肥厚等があります。

### ３　アスベストの危険性

アスベストによる健康被害は、空気中に浮遊するアスベストを吸い込むことにより起こり、吸入されたアスベストは肺の中で排出されないまま肺を傷つけ、15 年から 40 年後に中皮腫、肺ガンなどの石綿関連疾患を発症させます。研磨機、切断機などを使用することにより直接アスベストを吸い込むこと（直接曝露）はもちろん、解体工事等で適切な対応がされなかった結果、アスベストが飛散して吸入してしまうこと（間接曝露）もあります。

### ４　被害の状況

石綿肺は、進行性と不可逆性のある疾患です（徐々に悪化し回復しない）。患者の多くは、発症当初、咳や痰が出て、体がだるく疲れやすくなります。その後、運動時にすぐに息切れするようになり、やがては歩行や入浴という日常生活の動作においても息苦しさを覚え、通常の生活をおくることが困難となります。さらに症状が進むと、咳や痰の量が増加し、呼吸が困難となり、背中や胸の痛み、熱感を生じようになります。そして、同じ姿勢で横になっていると息苦しさを覚えるため、一晩中何度も寝返りを繰り返さなければならなくなり安眠が奪われます。さらに、肺がんや中皮腫では、抗がん剤投与や放射線治療など副作用の厳しい治療が続けられ、辛い闘病を強いられることになります。その結果、患者は自己の症状の悪化を感じながら、死が迫る恐怖を抱えつつ生活していくこと

になります。とりわけ肺がん、中皮腫は予後が極めて悪いことから、その診断を受けること自体が「死の宣告」となります。

石綿関連疾患の患者は、悲惨な死を迎えることが多く、死期には、咳、痰、呼吸困難の発作により苦しみ、鼻からチューブをさして酸素吸入を要するようになります。そして、あまりの痛みからモルヒネの投与を受け、「生き地獄だ」と死を望むようになり、最期にはやせ細って亡くなってしまいます。石綿関連疾患患者の死は、天寿を全うする平穏な死とは程遠い、悲惨なものといえます。

## 第３　首都圏建設アスベスト訴訟（建設作業従事者の被害）

### １　概要

⑴　建築作業に従事した結果、石綿関連疾患に罹患した建設作業従事者が、アスベストの危険性を認識していながら、アスベストの使用を規制せず、積極的に使用させ続けた国と、アスベストが含まれた危険な石綿含有建材を製造し続けたメーカーに対し、一患者当たり3850万円（弁護士費用含む）の損害賠償を求めている訴訟です。埼玉弁護団は、1陣、2陣は東京訴訟に参加し、3陣以降はさいたま地裁に提訴しています。

⑵　東京１陣訴訟

約15年前である2008年5月16日、東京地裁に提訴しました。現在の原告数は353名（被災者数305名）です。

2021年5月17日、ようやく国と建材メーカーの責任を認める最高裁判決がだされました。同月18日、当時の菅総理から謝罪を受け、国と基本合意書を締結した結果、国は、訴訟係属中の原告と訴訟上の和解をし、建設アスベスト給付金法を成立させ、同水準で未提訴者への支払いも行っています。

もっとも、一部メーカー責任について東京高裁に差戻され、現状、差戻審での審理が継続中です（次回結審予定）。

⑶　東京２陣訴訟

2014年5月15日、東京地裁に提訴し、現在の原告数は121名（被災者数113名）です。

こちらも国と建材メーカーの責任を認める東京地裁判決がだされ、現在、東京高裁に係属中です。

⑷　埼玉訴訟（３陣）

①2020年3月24日、②2020年12月23日、③2022年6月7日にさいたま地裁に提訴し、さいたま地裁第2民事部において併合されて審理されています。現在の原告数は85名（被災者数65名）です。

### ２　課題

まだ建材メーカーは責任を認めず、不合理な主張を繰り返しています。

また、国との関係では和解が進んでいますが、国の責任範囲は2分の1であり、国との和解だけでは被害が救済されたことにはなりません。メーカーの責任を明確化し、訴訟を起こすことなく全額の賠償金が受けられるように給付金法を改正させる必要があります。建設アスベスト訴訟を起こした原告の方のうち、提訴後に亡くなった原告の方の人数は250名以上にも及んでいます。弁護団としては、生存原告の皆さんの悲願である「生きているうちの解決を」図るべく尽力しています。

## 第４　アスベスト国家賠償請求訴訟（石綿工場労働者の被害）

### １　概要

2016年10月9日、泉南アスベスト訴訟において最高裁は、全国で初めて、「工場内での石綿被害」について国の責任を認める判決を下しました。そして、国は、この判決を契機に、石綿製造工場に勤務し、石綿被害に遭った元労働者あるいはその遺族に対し、一定の条件を満たした場合に、訴訟手続きを利用することによって賠償金を支払う救済制度を創設しました。

現在、埼玉弁護団では、第23陣訴訟まで提起しており、さいたま地裁で6つの訴訟が係属しています（これまでに被災者単位で80名以

上が和解をしています)。

**2　課題**

救済制度を創設されたものの、その周知があまりにもされていないのが現状です。このままでは、被災から20年の除斥期間が経過してしまい、救済が受けられない方が続出してしまいます。また、国が不合理に和解を拒否する案件が散見されるようになっています。弁護団としては、国への働きかけ等を含め被害の掘り起こしを検討しています。

## 第5　その他

弁護団としては、その他の個別事件として、アスベスト被害に対する個別企業に対する責任追及（現在は、株式会社エム・エム・ケイを被告とする訴訟がさいたま地裁第4民事部に係属中）や、労災事件、各種運動にも取り組んでいます。

# 「学童」と「民営化」

## 春日部市放課後児童クラブ弁護団（住民訴訟）のご報告

埼玉中央法律事務所　　弁護士　石川　智士

## 1　どんな弁護団か

この裁判は、「学童」「民営化」で生じた弊害を問うものです。

現場は春日部市。原告は、学童利用者保護者会 OB を含む春日部市住民 12 名。2021 年、さいたま地裁で住民訴訟を提起しました。

佐々木新一弁護士を団長とする 9 名の弁護団員で構成されています。

## 2　どんな事件か

2019 年、春日部市から放課後児童クラブ（=学童）の指定管理者として新たに指定された民間大手家庭教師会社による運営が始まります。

春日部市と指定管理者との間では協定書等が交わされ、指定管理者が果たすべき業務内容が仔細に規定されています。なかでも、現場で児童を預かる支援員（学童の先生）の質と量は、学童運営の根幹を支えるものです。協定書等では、有資格者で、かつ、常勤で働く職員（「常勤支援員」）を、児童 40 人あたり 2 人以上配置することが求められていました。

しかし、指定管理者はこの条件を大幅に下回る人員しか確保できませんでした。私たちは、この人件費分の返還を求めています。

## 3　あるべき「公」と「民」

民営化による弊害は、春日部市に限ったことではありません。現場職員の専門性・継続性が失われたり、営利追求で公共サービスとしての質が低下したり。民営化による弊害は、全国各地から報告されています。

では、民営化自体が悪なのでしょうか。2015 年地方自治法改正で指定管理者制度が導入された際、民間ノウハウの活用によって、住民満足度の向上と地方行政サービスの効率化が図られるというのが、旗印とされていたはずです。もしこの理念が実現されれば、住民の福祉に適うはずです。

問題は、実現のために「公」が何をすべきか、ではないでしょうか。

民間の活力を利用することと、指定管理者を野放しにすることとは、イコールではありません。地方自治体には、公の施設の設置者として、指定管理者に適切な民主的コントロールを施す義務があります。協定書等を交わしたり、定期的なモニタリングが必要とされているのは、この趣旨です。

しかし、春日部市は、水準を満たさない指定管理者に対し、適切な指導を行ってきたとはいえません。そればかりか、自身が設定した水準を大幅に切り下げる確認書を、2020 年以降複数回にわたって指定管理者と交わし、常勤支援員欠員を追認するかのごとき暴挙に出ました。公募による民間 3 社の競争の末、上記会社が水準を達成できるとして 5 年間の協定が締結された経緯があるにもかかわらずです。

前任者の社会福祉協議会に対しては、水準を下回った分の人件費を返納させてきましたが、なぜかこれと正反対の対応をとったのです。

## 4　あるべき学童保育

支援員の仕事は、児童がクラブにいる間の対応にとどまりません。環境整備、事務作業、打合せ、日誌の作成、父母対応、会議など種々の業務があります。

打合せは毎日行われ、児童の状態を確認してどのような生活をさせてあげるのか「日案」を作成し、役割を決めます。病気、怪我、前日のけんか、アレルギーなど様々な情報を共有し、日誌作成を共同で行うことで、児童一人ひとりの保育課題を把握します。会議では、週案、月案、四半期案、年案を作成し、進捗状況を確認します。ケース検討を経て関係機関への連絡を行う場合は、複数の支援員の目が必要となります。

このように、放課後児童クラブは、児童が登室していない時間帯の業務が重要な役割を担っています。そして、児童一人ひとりの状況を把握し日々の業務に活かすためには、一日を通して複数の目で児童に対応する必要があります。常勤支援員の複数配置は、あるべき放課後児童クラブに必要不可欠といえるのです。

## 5　おわりに

学童保育は、共働き世帯の父母を中心とする自主的な運営として出発しました。春日部市では1967年のことでした。

その後、父母たちの努力と子育て支援の必要性とが公に認められ、1997年児童福祉法改正で「放課後児童クラブ」として法制化されるに至ります。春日部市では1998年から公設民営が採用され、2018年まで福祉公社・社会福祉協議会により運営されてきました。

学童は、父母と支援員（指導員）たちが積み重ねてきた歴史の上に存在しています。

あるべき学童保育、あるべき公と民の関係のために、今何ができるのか。大所高所の視点も忘れずに、まずは法律家として当事者の想いを裁判所に通訳していく作業に注力したいと思います。

提訴から2年近くが経過していますが、被告の反論が活発でないこともあり、訴訟の進行は不透明です。弁護団員を随時募集しております。ご興味のある方は是非お声掛けください。

# 非正規滞在外国人と医療

弁護士法人川越法律事務所　　弁護士　樋川　雅一

## 1　非正規滞在者とは

日本に在留する外国人のほとんどが在留資格を有している。在留資格は、外国人が日本に入国・在留して行うことのできる活動等を類型化し、出入国在留管理庁からの許可という形で与えられる。在留資格「永住」を除き、15日から5年間の在留期間が設定される。自治体で住民登録を行うためには、90日以上の在留資格を有している者（中長期滞在者）である必要があり、これが、後述する社会保障の場面で大きな問題となる。

他方で、様々な理由で在留資格を有しないで日本に滞在する人々が存在する。彼ら／彼女らは非正規滞在者と呼ばれている。非正規滞在者は、就労も禁止され、ほとんどの社会保障制度の対象外である。

## 2　なぜ非正規滞在者となるのか

日本は島国で密入国は容易ではないことから、非正規滞在者の多くはもともと在留資格を有する正規滞在者であった人々である。

例えば、技能実習生として、借金で来日費用をまかなって入国したものの、送り出し国で説明された労働条件と実際のそれとが大きく乖離しているため、職場から失踪する者が後を絶たない。そうした失踪実習生は、在留資格「技能実習」の在留期間更新が出来ず、非正規滞在者となる。

別の例として、本国での迫害や紛争を逃れて来日し、難民申請をした者に対しては、難民手続が継続している間は、「特定活動」という在留資格が与えられ、許可を得れば就労も可能となる。しかし、難民申請が不認定となり、これに対する審査請求も棄却された場合、前記「特定活動」の在留期間更新は不許可となり、帰国するか、非正規滞在者として再度の難民申請をするかを選択することになる。

## 3　社会保障

非正規滞在者は、ほとんどの社会保障制度を利用することができない。

国民健康保険、介護保険、児童（扶養）手当、生活保護は、いずれも利用資格がない。国民健康保険等は、住民登録が要件となっており、生活保護の対象は、法律上は日本国民となっているからである。生活保護に関しては、永住者や認定難民など一定の外国人には措置として受給が認められることがあるが、非正規滞在者は受給できない。他方で、母子保健、入院助産制度、養育医療、感染症予防に関する措置については、非正規滞在者であっても利用可能であるが、窓口レベルで拒否されることも多い。

したがって、非正規滞在者は病気になったとしても医療費が10割負担（時にそれ以上）となってしまうため、病院に行くことができない。これは、乳幼児や10代の若者、末期腎不全で人工透析が必要な者も同様である。

## 4　支援者及び弁護士の活動

健康保険制度の対象外となる非正規滞在者の医療に関する支援を行ってきたのは、NPO・NGOやカトリック教会のネットワークである。無料の医療相談会の実施、治療費の工面、病院との交渉、医療通訳の派遣等の活動が行われている。また、一部の医療機関は、無料低額診療

事業という低所得者に対して無料又は低額で診療を行う事業を行っている（ただし、医療機関の負担は大きい）。

弁護士としては、非正規滞在者を正規滞在化するために、在留特別許可（非正規滞在者に対して、特別に在留を許可すべき事情がある場合に法務大臣が在留を許可するもの）を求めて、退去強制手続における代理人として活動する。また、これが終了し、退去強制令書が発付された者については、行政訴訟を提起することもある。

詳細は割愛するが、医療ニーズが極めて高い者について、在留特別許可や仮滞在許可（非正規滞在の難民申請者について審査中の在留を認める許可）が出たことにより、健康保険への加入ができた事例が複数ある。他方で、飛行機に搭乗は可能な状態であれば、がんやHIV患者であっても在留特別許可が出ることは期待できない。

## 5　まとめ

前記のように、在留特別許可等が出たケースがある一方で、医療ニーズの高い非正規滞在者に対する入管の態度は非常に厳しい。

末期腎不全の患者に在留特別許可を求める行政訴訟において、国側は、出身国で透析可能な医療機関のリストを提出したり、親族からの腎移植の可能性を指摘し、本国での治療可能性を主張している。原告側としては、透析や腎移植が可能な医療機関が存在することは争わないが、日本で非正規滞在者として生活し預貯金もない原告がそれらを実際に利用できるかは別問題であるとして反論している。国側は、そもそも、医療の面倒を見るのは、国籍国の責任であるという立場である。

確かに、税金をなぜ非正規滞在者に使うのかという議論は、世論の支持を多く集めるものであろう。しかし、帰国すれば直ちに生命の危険が生じる者を送還することまでも、正当化できるだろうか。国際人権法である社会権規約及びその一般的意見では、国は難民申請者や非正規滞在者への医療アクセスを妨げてはならないとされている。

非正規滞在となった経緯は様々あるが、生命の危険がある場合は救済があってもよいのではないだろうか。

# 外国人の権利問題に対する取り組み
## ～難民認定申請者の子供たちの在留資格取得のための取り組み～

埼玉総合法律事務所　　弁護士　鈴木　満

## 第１　クルド人難民認定申請者の子どもたちの在留資格を獲得するための活動

### 1　クルド人とは

クルド人とは、クルド民族の人々のことを言います。クルド民族は、トルコやシリア、イラン、イラクの国境地帯に住む民族で、国を持たない最大の民族と言われています。しかし、トルコでは、生命に関わるほどの迫害を受けていると言われています。

現在、日本にはクルド人が約2000人おり、その中の約1500人が埼玉県蕨市、川口市に住んでいると言われています。

### 2　日本に滞在するクルド人

日本に滞在するクルド人の中には、トルコ国内の迫害から逃げるために日本にきて、トルコに帰ることができない人々が多くおり、日本に来て難民認定申請を行う人も多いです。

しかし、日本においてトルコ国籍のクルド人が難民認定される事例はほとんどなく、昨年、札幌高裁で難民不認定処分の取消訴訟で勝訴したクルド人が国内で初めて難民認定されたと言われています。

このようにクルド人が難民認定されることは非常に稀なことですが、日本に逃げてきたクルド人の中には、難民として認めてもらうために、日本に留まり、難民認定申請を繰り返している人も多くいます。

日本に滞在を続けるクルド人の中には、外国人が日本に適法に滞在するための資格である在留資格がないまま入国した人もいますが、難民認定申請を繰り返す中で、入国時に有していた在留資格の期限が切れ、その状態で滞在を続けている人も少なくありません。

### 3　在留資格がない難民認定申請者の子どもたち

在留資格を持たずに日本に滞在を続ける外国人は出入国在留管理庁の収容施設に収容されるのが原則ですが、仮放免が許可されれば、収容から解放され、社会での生活を続けることができます。

しかし、仮放免者は不安定な状態にあります。

仮放免の許可を受けても、在留資格はないままです。また、仮放免は、1か月や2か月という短い期間ずつしか認められず、更新を繰り返している仮放免者も多いのですが、いつ更新が認められずに再収容されるかわかりません。さらに、仮放免者は職に就くことが認められておらず、仕事をして収入を得ているのが発覚すれば、再び収容されてしまう可能性もあります。

この仮放免の状態で10年以上日本に滞在を続けている家族もおり、幼い時に親と一緒に来日した子どもや日本で生まれた子どもは大きく成長し、成人に達している子どもたちもいます。

このような子どもたちは、日本の学校に通い、日本語で教育を受け、日本人の友人もたくさんいて、同世代の日本人の子どもたちと変わらない生活を送っています。しかし、そういった子どもたちも、在留資格がない不安定な状態にあるのです。

また、在留資格がないままでは、成長しても仕事に就くことができませんし、いつトルコに送還され、日本で学んだことが無駄になるのか

わからない状態にあるため、将来に希望を持つことができない子どももいます。
自己の意思によらずして日本で育ったクルド人の子どもたちがこういった状況にあるのはあまりに酷です。

そこで、私を含む複数の弁護士が、複数のクルド人の家族の代理人となり、難民認定申請者の子どもたち、ひいては、子どもたちの両親も含めて、在留資格を取得するための訴訟を提起しました。

### 4　訴訟の内容

訴訟類型は各家庭の事情によって異なりますが、主に難民認定申請手続きにおいて行われる在留特別許可をしないという判断を争いました。具体的には、①在留特別許可をしない処分取消、②在留特別許可をしない処分無効確認、③在留特別許可をしない処分撤回義務付になります。

難民不認定処分について争うことは、容易ではないため、難民と認定されることを獲得目標とするものではなく、子どもたちに焦点を当て、子どもたちの日本に対する定着性などを強調し、在留特別許可をしない判断を争い、在留特別許可を得て、在留資格を取得することを目標とする訴訟でした。

### 5　結果

判決で勝訴したわけではありませんが、訴訟の内容が影響したのか、訴訟と同時期に行われていた難民認定申請手続きの中で、在留特別許可を得られた子どももいます。

しかし、残念ながら、子どもたち全員が在留資格を得られたわけではありませんでした。

## 第２　出入国在留および難民認定法（入管法）の改正

本年３月に国会に政府の入管法改正案が提出されました。この改正案の骨子は、令和３年に廃案となった改正案とあまり変わらない内容になっています。

この改正案については自由法曹団でも反対する声明を出していますが、数多くの問題点があり、多くの弁護士会や団体からも反対の声明などが出されています。

改正案の問題点の一つが、現在の入管法で認められている、送還停止効と呼ばれる難民認定申請者に対する強制送還を禁止する定めに例外を設けることです。

改正案では、３回目以降の難民認定申請者は一部の場合を除き、難民認定手続き中であったとしても送還が可能とされています。

しかし、上述の昨年、札幌高裁で勝訴したクルド人も２回、難民認定申請をした上で、訴訟で争ってようやく難民認定されたように、繰り返し申請してようやく難民認定される事例もあります。
また、難民認定申請者の子どもたちの中には、現時点で、すでに２回以上難民認定申請を行っている人もいます。日本で生まれ育った子どもであっても、すでに３回目の難民認定申請手続きを終えた子どももいます。

送還停止効の例外を設けることは、難民に該当する人を、迫害を受けるおそれがある国に送還することになる可能性があります。
これは、迫害を受けるおそれのある領域の国境への追放や送還を禁じる国際慣習法であるノンルフールマン原則に反し、人の生命を危険にさらすおそれのある行為です。

そもそも、難民認定申請を繰り返している人が多い原因の一つは、日本の難民該当性の判断が国際的に見ても厳しすぎるなど、現行の難民認定制度に問題があることにあると思われます。ですので、まずは、日本の難民認定制度を改善すべきです。
今回の入管法改正案には、この送還停止効の例外以外にも数多くの問題があるので、再び廃案になるように活動していく必要があると思います。

# マスダック・啓和の偽装請負解雇事件について

埼玉中央法律事務所　　弁護士　小内 克浩

## 1　事案の概要

1989.6　ハローワークからの紹介で啓和ハーベストの前身の会社に入社。
当時２歳の子どもがいたことから、これからはマスダックに行って働くよう指示される。その後、1991 年５月までマスダックで設計業務等に従事。

1996.11　マスダックのＭ部長から「12 月末までで来年から来なくてよい」と言われ、マスダックで就労することができなくなる。

2000. 秋　マスダックのＫ部長から連絡を受け、「また来てほしい。」と再びマスダックで働くことを勧誘される。

2000.12　マスダックのエンジニアリング部で就労開始。
雇用契約書作成せず。
当初は啓和ハーベスト名で給与明細が交付される。

2008.6　年金記録の保険者が啓和ハーベストから啓和運輸へと変更。
この時期に給与明細の名義も啓和運輸に変わったと思われる。
原告は給与明細の会社名の変更について同意していないし、何の説明も受けていない。

2012.9　啓和運輸の担当者から雇用契約書の作成を求められ、これに応じる。
契約期間１年。
契約書では使用者が啓和運輸、就業先がマスダックとされているものの、「派遣」の表示はない。

2018.5　マスダックで残業規制が行われるようになり、原告の残業時間が減少する。
マスダックのＦ次長が時給を上げるよう言ってくれたことを聞き、原告はＦ次長にお礼を述べた。すると、Ｆ次長は「残業が減ってしまうと苦しいだろう。残業が減った分をすべて補填することはできなかったけれども。」という趣旨のことを述べた。

2018.11　啓和ハーベストの名義で給与明細が交付されるようになる。

2019.12　原告 65 歳。新就業規則では定年。
啓和のＴ氏から雇用契約書の作成を求められ、これに応じる。契約期間３か月。契約書では使用者が啓和ハーベスト、就業先がマスダックとされているものの、「派遣」の表示はない。

12.28　啓和ハーベストの事務所で担当者らと面談。厚生年金保険料の算定基礎報酬の過少申告により年金受給額が年額８万 5000 円少なくなったことを説明し、改めてその是正を求めた。

2020.1.6　Ｔから電話。「２月に退職と聞いた。」

1.11　啓和ハーベストの事務所で担当者らと面談。12.28 の面談で退職を希望したと事実と異なることを決めつけるように言われる。

1.30　スーパーのイートインスペースに呼び出され、３月 20 日限りでの契約期間満了による雇用打切りを告げられる。

## 2　黙示の労働契約の成立

最高裁判例では、労働者の採用、給与額、配置を含む具体的な就業態様の決定を誰がしていたのかという点を重視して、黙示の労働契約の成否が判断されている。採用、給与額、配置等を決定していた者が実質的な使用者であるという考え方である。

本件の場合、原告はもともとマスダックでの勤務経験があり、その経験を買われて、マスダックから再び働くよう勧誘を受けている。その際、給与額についても、マスダックの事務所で「前と同じ時給1400円しか出せないがよいか。」とK元部長から提案を受け、これを承諾しています。そして、原告は、マスダックのエンジニアリング部に配属され、マスダックの上司から指揮命令を受けて設計業務等に従事していた。これらの事情からすれば、原告の採用、給与額、配置等をマスダックが決定していたことは明らかである。

## 3　労働契約申込みみなし制度

2015年の派遣法改正で、いわゆる偽装請負で働かされている派遣労働者は、派遣先に直接雇用を申し込むことができるようになった（労働契約申込みみなし制度）。

労働者派遣では、派遣労働者であることを労働者本人に説明すること、専門26業務のどれにあたるのか明示すること、業務内容・指揮命令者・派遣期間等の法定の事項を書面で明示することなどの様々な義務づけがあるが、マスダックや啓和はこれらの義務をまったくといってよいほど守っていない。本件では労働者派遣の実態がまったく欠如しており、原告は偽装された請負契約の下で働かされていたと主張し、上記の見なし規定の適用を求めている。

## 4　啓和運輸・啓和ハーベストに対する請求

マスダックとの直接雇用が認められなかった場合に備え、啓和運輸・啓和ハーベストに対しても労働契約法19条1項を根拠に労働者の地位確認を求めている。

**※「契約更新に対する合理的期待」の判断要素**

| 判断要素 | 具体例 | 本件における事情 |
|---|---|---|
| ①業務の客観的内容 | 従事する仕事の種類・内容・勤務の形態（業務内容の恒常性・臨時性、業務内容についての正社員との同一性の有無等） | 原告は、正社員とまったく同様に、ライン図や単体図面の作成、焼印やワッフル型のデザイン・図面化、電話応対、資料作成・整理などの業務に従事。<br>これらは臨時的一時的業務ではない。 |
| ②契約上の地位の正確 | 地位の基幹性・臨時性（嘱託・非常勤講師等）<br>労働条件についての正社員との同一性の有無 | 他の正社員と同一の労働日・労働時間で勤務しており、他の正社員と同様に残業を行っていた。 |
| ③当事者の主観的態様 | 継続雇用を期待させる当事者の言動・認識の有無・程度等（採用に際しての雇用契約の期間や、更新ないし継続雇用の見込み等についての雇主側からの説明等） | 旧就業規則では、定年後の労働者について70歳まで「再雇用は1年単位の契約とし、原則として自動的に更新するものとする。」と自動更新条項が定められている。<br>新就業規則でも、「勤務継続を希望する者全員を、満７０歳に達した日の直後の給与の締日まで１年以内の単位の雇用契約期間により再雇用する。」と70歳までの再雇用を保障。 |
| ④更新の手続・実態 | 契約更新の状況（反復更新の有無・回数、勤続年数等）<br>契約更新時における手続の厳格性の程度（更新手続の有無・時期・方法、更新の可否の判断方法等） | 2000年12月から約19年間にわたり勤務をしていた。その間、契約書が作成されたのは２回のみであり、更新手続は形骸化していた。<br>これに対して、被告は、定年後新たに有期雇用契約を締結のであり、定年後の契約更新は１回、契約期間は３か月にすぎないと反論。 |
| ⑤他の労働者の更新状況 | 同様の地位にある他の労働者の雇止めの有無等 | 同様の働き方をしていた労働者は原告以外にいない。 |

# ハッチーニ丸八偽装請負事件

埼玉総合法律事務所　　弁護士　谷川 生子

## 第１　ハッチーニ丸八弁護団

髙木、猪股、伊須、谷川、鴨田、鈴木、小内、金子（埼玉）
徳住、梅田、大久保（東京）

## 第２　事案の概要

「布団のマルハチ」で知られる丸八ホールディングスの子会社ハッチーニ丸八の正社員として、長年、布団等の訪問販売業務に従事してきた労働者らが、平成２年～平成21年にかけて、雇用契約から業務委託契約に切り替えられ、その後も正社員と同じ働き方であるにも関わらず「93社員」という呼び名で区別され、会社から事務手数料、運営手数料等、様々な経費を売上から控除された。売上が経費に満たない場合、月の手取り収入が０円とされたり、経費負担のマイナス分を翌月につけ回されるなどし、生活を維持できない状況に陥ったため、平成28年９月、正社員を含む17名が労働組合を結成した。

偽装請負を止め、ハッチーニ丸八に積み立てた保証金の返還、負担した経費の返還等を求め、ハッチーニ丸八と丸八ホールディングスに対し、団体交渉の申し入れをしたが、丸八ホールディングスは団交に応じなかった。ハッチーニ丸八とは20回近く団交を重ね、保証金の一部が返還されたが、偽装請負の解消等、根本的な事項については平行線をたどった。

労働組合は、令和元年６月に丸八ホールディングスの団交拒否を理由に埼玉県労働委員会に救済申立を行い、同時に業務委託契約書上の経費負担条項は公序良俗に反し無効であることなどを理由として、過去に控除された経費相当額の返還等を求め、さいたま地方裁判所に提訴した。

## 第３　業務委託形態の悪用・濫用

### １　業務委託への切り替えの経緯

組合員は、各自バラバラの時期に業務委託に切り替えられており、切り替えの経緯もそれぞれ異なる。当時のハッチーニ丸八の社長（前々社長）は、販売員に売上ノルマを徹底し、ノルマを達成できない販売員を罵倒し、地方に転勤させるなどしており、組合員を含めたすべての労働者は、前々社長の指示命令に従わざるを得ない職場環境であった。

各組合員は、具体的な経費負担の内容について、ハッチーニ丸八から説明を受けることなく、業務委託に切り替えられた点は共通している。

また、業務委託への切替に伴い、前々社長から、いつでもおろせる等と言われ、保証金の積み立てもさせられている。

### ２　組合員らの勤務実態

組合員は、93社員になってからも、正社員と同じ時間に出勤し、朝のミーティングを行い、売上ノルマを課せられ、正社員と同じ車両で販売活動を行って、決まった時間帯に帰社していた。正社員と全く同じように働きながら、93社員は営業車両リース料やガソリン代などの経費を負担せねばならず、「事務手数料」という名目の固定経費も負担させられた。

また、ハッチーニ丸八には賞金制度があり、一定の売上に到達することで得られる賞金や、会社の求める値引率内で販売した場合に商品ごとに一定のパーセンテージで支給される賞金が

あった。93社員は、正社員にも支給されるこの賞金の原資を「運営手数料」という名目で一部負担させられていた。

93社員に休日出勤が命じられたが、正社員のように休日出勤手当は出ず、有給休暇、雇用保険、厚生年金等の福利厚生もなく、長期に渡り不合理な働き方をさせられていた。

### 3　会社の偽装請負の意図

ハッチーニ丸八の前社長は、社内の会合で、経費負担を減らすために社員を93にしたと話しており、業務委託形態の悪用を認めている。

偽装請負の実態をよく知るハッチーニ丸八の前社長は、2回目の団体交渉が行われる前に突然退任し、従前の支配人が社長となって団交の場に出席し、前社長や前々社長は一度も団交の場に出席しなかった。

## 第4　救済申立

### 1　概要

申立人・全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部が、相手方・株式会社丸八ホールディングスに対し、団体交渉に応じるよう求めた。

### 2　争点

丸八ホールディングスに労組法上の「使用者性」が認められるか。

〈朝日放送事件・最判平7.2.28労判672号6頁〉

「雇用主以外の事業主であっても、雇用主から労働者の派遣を受けて自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合に、その限りにおいて、同事業主は労組法第7条の「使用者」にあたる。」

### 3　丸八ホールディングスの使用者性

八ホールディングスの会長が、自ら推進したテリトリー制度（販売活動のエリア等を規制するもの）について93社員を含めた労働者に直接説明したり、ホールディングスが企画した賞金制度があること等、労働条件について一定の関与が認められる。

また、丸八ホールディングスの前社長らは、丸八ホールディングスの指示で賞金カットしたことなどを話していた。

しかし、労働委員会は、丸八ホールディングスの会長、ハッチーニ丸八の前社長、前々社長のいずれも証人として呼び出しせず、ホールディングス関与の実態に迫ることができていない。

### 4　今後の進行

令和4年12月に審理が終結し、令和5年4月に決定が出る予定。厳しい判断が予想されるため、中央労働委員会への再審査の申立を検討している。

## 第5　不当利得返還等請求事件

### 1　概要

組合員個人から、（株）ハッチーニ丸八、（株）丸八真綿販売（中間統括会社）、（株）丸八ホールディングスらを被告として、組合員らが不当に徴収された経費の返還、未払賃金等を求めている。

### 2　争点

⑴労働基準法上の労働者性

①仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無

②業務遂行上の指揮監督の有無

③時間的、場所的拘束性

④報酬の労務対償性

⑵経費負担条項が公序良俗に反するか

⑶被告らの共同不法行為　　等々

### 3　労基法上の労働者性

原告らは、93社員への切り替え後も正社員と同様に勤務してきたが、組合公然化後、被告らは、朝のミーティングをやめ、ノルマを廃止し、持ち込み車両での販売活動を認めるなど、指揮命令関係を緩め、原告らの勤務実態を業務委託の形態に近づけた。

既に、原告らの勤務する大宮事務所の賃貸借契約を解約し、令和５年５月には、大宮事務所を閉鎖し、前橋にある営業所に統合する計画である。

原告らが未払賃金を請求している期間は、大部分、組合結成後の期間であるため、組合結成後の原告らの労働者性に関する立証が課題（あるいは会社側の行為により労働者性は消滅しない?)。

**4　今後の進行**

概ね当事者双方の主張がそろっており、今後、原告ら個人の陳述書を作成し、夏頃には尋問期日が入るように進める予定。

# ただいま東京高裁抗告中（自衛官冤罪国賠事件）

埼玉総合法律事務所　　弁護士　伊須 慎一郎

**1**　本来は、2023年4月6日に東京高裁で判決言い渡しがある新安保法制違憲国賠訴訟の報告をする予定でしたが、法と民主主義2023年1月号（575号）で、さいたま訴訟の取り組みにつき、報告させていただいている。そこで、2017（平成29）年3月17日に提訴した自衛官秘密漏えい冤罪国家賠償請求訴訟の中の文書提出命令申立てにかかわる、原告（申立人）と被告国（相手方）の争いにつき報告する。

**2**　本件事件は、2015年9月2日、第189回国会・参議院平和安全法制特別委員会において、仁比議員が、当時の河野統幕長が2014年12月に訪米し、米軍高官と懇談した内容が記載された議事録（以下「訪米議事録」という。）に基づき、当時の中谷元防衛大臣を追及したことに端を発するものである。防衛省は、翌3日、それまで「取扱厳重注意」としていた訪米議事録を訓令に基づき「秘」指定し、さらに同月5日には、防衛省の職員に対し、訪米議事録のデータを削除するよう指示した。原告は、同データの送信を受けていた80名弱のうちの1人であるが、理由なく嫌疑をかけられ、ポリグラフ検査、連日のような取り調べ、自宅官舎、職場（市ヶ谷本省）、実家の3か所に捜索差押を受ける等、強制捜査を含む一連の違法捜査を受けたことから、名誉回復等のために、国賠訴訟提起に踏み切った。

3　既に提訴から6年が経過しているが、被告国の主張は矛盾に満ちている。

添付の図をみていただきたい。国は、国が秘密漏えいの根拠としている国会提示文書（乙11=甲1、仁比議員が上記国会で追及した際に提出した文書のこと）は、原告が漏えいしたものとして、自衛隊法59条違反の秘密漏えいの嫌疑をかけた。ところが、国が、提訴から6年経過しても、国会提示文書と、①起案者である小森3佐が作成した文書（甲57の一部資料?）を原告が加工した文書（原告作成文書、そもそも存在しない）が、同一かどうか明らかにしない、また、②実際に正式な行政文書として保管されている報告資料（甲16の2、黒塗り）が、同一かどうかも明らかにしない。その理由は、同一性を明らかにすると、正式な報告資料（甲16の2）の内容が明らかになり、米国との信頼関係を損なうということである。そうだとすると、未だ、報告資料（甲16の2）に記載されている情報の非公知性は失われていない、すなわち、秘密の漏えい自体がないということになりはしないか。

その一方で、原告は、国会提示文書（乙11、甲1）と報告資料（甲16の2）と小森3佐作成文書は、ページ数や決済印の有無の形式面の違いはあるが、内容は同一の文書であると主張している。そして、国が報告資料（甲16の2）を開示しないのは、憲法9条違反の安保法制が未だ国会に提出される前に、民主的統制の下にある河野統幕長が喜び勇んで安保法制の翌年夏までの成立を米軍高官に報告するという、国民無視と異常な米国従属ぶりが明瞭になることを恐れてのことである。

**4　さいたま地裁における正式な報告資料（甲16の2）の文書提出命令申立て**

文書提出命令申立ての対象は、それ以外にもあるが、最も重要な文書の1つは、正式な報告資料（甲16の2）である。原審さいたま地裁

は、報告資料（甲16の2）のマスキング部分を開示すると、安全保障上有効な会談の機会が損なわれることで国の安全が害されるおそれがあり、公表することを予定していない会談部分を開示すると米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとして、国の主張を丸呑みして、申立てを却下した（結論としては全8文書すべての申立てを却下している）。

**5　東京高裁抗告審に求めること**

陸上自衛隊・中央警務隊が、原告に対し、自衛隊法違反を理由に強制捜査まで行ったことに対し、相手方国は、抗告審でも、未だに報告資料（甲16の2）を公表していないことから会談内容を明らかにすることができないと主張している（相手方意見書6頁の2）。

仮に、相手方が主張するように、報告資料（甲16の2）の非公知性が未だに保たれているとすると、中央警務隊が、国会提示文書（甲1、乙11）が国会に提示されたことをもって、本件自衛隊法59条の「秘密を漏らす」行為がないにもかかわらず（公知性が失われておらず、同提示行為による構成要件該当する漏えい行為がない）、当時、情報漏えいが続いていたことから、自衛隊組織内部の引き締めのため、強制捜査権限まで悪用して内部の統制を図ろうしたことになる。

端的に、中央警務隊が自衛隊法59条違反の事実がないにもかかわらず、捜査を行ったことは、それ自体が違法捜査にほかならないものになる。

**6　裁判官は、どこまでも「米国との信頼関係」、「国の安全保障」という言葉に弱いのか**

これまで、地裁裁判官は、国が、国会提示文書（乙11）の国会提出によっても、同文書に記載された情報の非公知性は失われていないと述べながら、その一方で、原告に対する自衛隊法59条違反の捜査が許されると主張し、矛盾主張を延々と繰り返していることにつき、何らの釈明もしていない。通常の一般民事事件では、

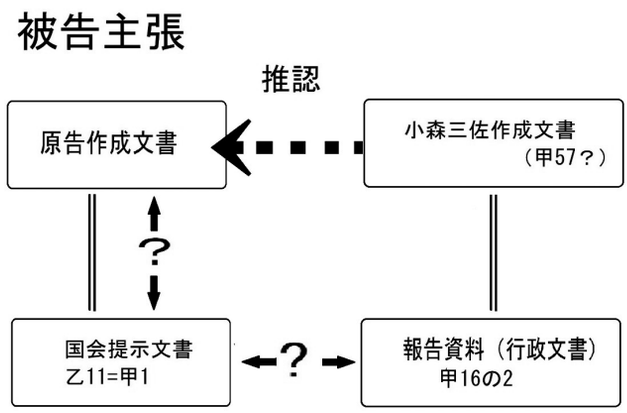


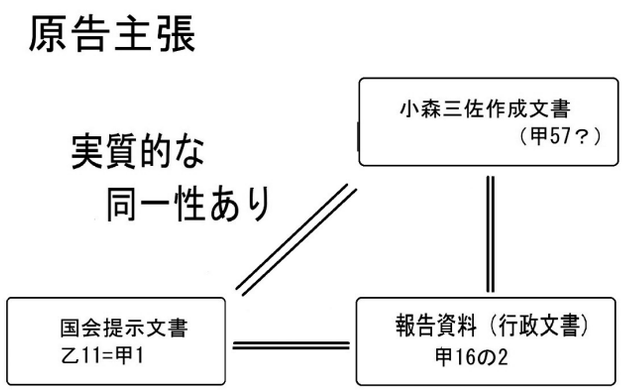


延々と矛盾主張を許すことはない。これが、本件訴訟の長期化の唯一の理由となっている。

このような国の矛盾した訴訟活動に対し、東京高裁・抗告審までもが、相手方の矛盾主張を前提に、文書提出命令申立てに対する判断をすべきではない。もちろん、抗告審までもが、報告資料を開示することをもって、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある等と判断するのであれば、自ずと基本事件の国賠請求事件の判断は、抗告人の上記指摘（国会に国会提示文書が提示されたことをもって、未だ情報の非公知性が失われておらず、本件自衛隊法59条の「秘密を漏らす」行為の構成要件該当行為がない）が論理的帰結となる。

担当弁護団、佐々木新一、髙木太郎、小林善亮、横山雅（東京支部）、冨田亮、伊須の6名

# 桜井和人弁護士のこと
# ―日本国憲法に魅せられて

浦和法律事務所　　弁護士　鈴木 幸子

桜井和人弁護士（以下「桜井先生」と言います。）は、1928年満州の大連で出生し、1944年に江田島の海軍兵学校に入学、翌年の終戦を機に、ご両親の故郷である福岡で生活を始めました。そして、1953年九州大学法学部を卒業すると、高校教諭となり、埼玉県立本庄高校に赴任しました。桜井先生が埼玉と関わる始まりです。翌年には埼玉県立浦和高校定時制教諭となり、司法試験に合格するまで15年余りの長きにわたって同校の教諭を続け、教え子からは多くの人材が輩出し、今もなお慕われています。1975年には桜井法律事務所を立ち上げ、1985年に浦和法律事務所（共同事務所）を設立するに至りました（後に述べるとおり、先生の下で実務修習をしたご縁で私も創立メンバーに加えて頂きました）。

桜井先生は、自身の戦争体験から「平和」の大切さを実感し、強い使命感をもって日本国憲法の平和主義を守る活動に一貫して情熱的に取り組んで来ました。国家機密法・安保関連法等の悪法反対運動はもとより、三菱金属（現在の三菱マテリアル）原子炉差し止め訴訟にも地域住民の代理人として取り組みました。その情熱は衰えることを知らず、晩年も2020年には埼玉大学教育学部で「戦争と平和」について講義をし、亡くなる前年（94歳）まで「改憲させないために」等の講演活動を続けていました。また、自身の教師生活の経験を踏まえ、埼玉県高等学校教職員組合の顧問を務め、日教組が分裂した際の十県訴訟、所沢高校事件等の訴訟代理人として活躍しました。一方1979年には日本国民救援会埼玉県本部の会長に就任し、以来2022年に退任するまで実に40年余りにわたって、再審事件の支援や死刑廃止運動にも取り組んで来ました。浦和法律事務所の書棚には、「東京裁判」「松川事件」「財田川事件」「免田事件」に関わる書籍や「死刑廃止論」等の先生の蔵書が残されています。特筆すべきは、地域（自宅のある緑区）に根差した活動でした。地域住民の法律相談に気軽に応ずるのはもとより、緑区革新懇の設立に携わり、学習会の講師を買って出ることも多かったようです。

さて、私が桜井先生と出会ったのは、1981年弁護実務修習で配属された頃のことです。先生にとっては、初めての、しかも女性修習生でしたから、戸惑ったことと思います。当時の先生は「ライオン丸」の異名を持ち、たてがみ（長髪）をなびかせて愛車（自転車）を駆って事務所と裁判所を往復する勇姿は今も瞼に浮かびます。浦和法律事務所で執務を共にするようになった先生は、仕事はマイペース、いつも「良きに計らえ」といった体でにこやかに所員の話に耳を傾けていました。常に岩波文庫の古典を携え、自ら読書会を企画する教養人でもありました。宴席では酒豪ぶりを発揮し、とても楽し気でしたが、一切乱れることなく紳士然としていました。晩年は皮膚がんを患ったり心臓の持病を抱えニトログリセリンを手放せなくなったりしたため、拠点を自宅に移していたものの、市民集会では度々お会いしていたので、突然の訃報に驚きを禁じ得ませんでした。

言葉では多くを語らず、身をもって信念を貫き通された桜井先生の生涯に心から敬意を表し、改めてご冥福をお祈りいたします。

# 全国一斉「いのちと暮らしを守る なんでも相談会」
## ―足掛け３年の電話相談会と今後の取組について―

埼玉総合法律事務所　　弁護士　猪股　正

## 1　コロナ禍足掛け３年の電話相談１万5000件

コロナ災害に対応して、全国の弁護士・司法書士、労働組合、医療団体、反貧困ネットワーク等の市民及び市民団体が連携して、2020年4月から2022年12月まで、全国一斉「コロナ災害を乗り越える　いのちと暮らしを守る　なんでも電話相談会」を２か月に１回開催し、全17回、合計１万5000件を超える相談に対応しました。フリーダイヤルを利用し、１回あたり約50万円の経費がかかりましたが、何とか、全国からのカンパ収入で続けることができました。ご協力いただいたみなさんに感謝申し上げます。

## 2　寄せられた相談の特徴

### (1) まっ先に打撃を受けた非正規労働者

相談者の職業・地位別では、最も多いのが非正規労働者（無職を除く）で、雇用労働者中７割を占めました。

「ホテルの調理のパート。３か月契約で10年以上更新を繰り返してきたが、雇い止めされた。」

「契約社員として働いていたが３月末で契約更新されなかった。仕事も見つからず孤独で死にたい。」

「デイサービスの派遣。施設は職員を休ませ、入浴介助という感染リスクが高い仕事など、派遣社員にばかりに業務、特に危険な仕事が集中している。」

「20代女性、単身。パートでダブルワークで収入10万円、家賃だけで5.5万円なので生活苦。」

### (2) フリーランス・自営業者の無権利

職業･地位別で、非正規労働者の次に、フリーランス・自営業者からの相談が多く、毎回、２割前後で推移しました。

「20代男性　フリーランス。撮影業だが、昨年２月を最後に受注が無くなり生活難に。」。このような相談が、音楽家、劇団員、ピアニスト、ピアノの調律、写真と絵の製作販売、ヨガのインストラクター、通訳、書道講師、カメラマン、ネットでのライブ配信、理容店、美容院、洋服の型紙製作､マッサージ師､バー･スナック経営、ペンション経営、居酒屋、音楽教室、生花販売、子ども相手のイベント業、古物商、パソコン教室､イベント設営などのフリーの大工､スーパーの鮮魚小売業、スポーツ道場、喫茶店、個人タクシー、軽貨物運送、鍼灸院など、様々な職種の方から多数寄せられ、芸術や文化の担い手が大きな打撃を受けたという社会的影響も深刻です。

「『業務委託』でショールームの仕事をしている。２月下旬から仕事がなく、会社と相談したが、業務委託なので休業手当をもらえない。所持金６万円、家賃を払うと所持金が尽きる。」。このように、実質は労働者でありながら業務委託の形で働かされている者が少なくなく、簡単に仕事を失い、失業給付の支えもなく、追い詰められた人が多く、フリーランスで働く人の無権利状態が浮き彫りになりました。

### (3) 追い詰められる女性労働者

リーマンショックのときと異なり、女性からの相談も顕在化し、相談者の45%が女性でした。

「百貨店で販売のアルバイトをしているが4月末で解雇と言われた。4月分の家賃が払えない状況。」
「50代女性、単身。今年に入り、派遣のシフト日数がコロナで激減し、休業補償もなし。生活が安定しない。家賃が1月から滞り、取立てが家に来て怖い。手持ち金が2千円しかない。」
「50代女性、単身。2021年12月末にコロナで派遣契約が打ち切られた。その後、うつ状態で働けず、4月から派遣で働き始めた。1月から4月の家賃が払えず、退去通知が来た。」
「30代女性、単身。コロナで仕事を切られ、求職活動を続けているが、安定した仕事が見つからない。手持ち金がないので日払いや週払いの仕事でつないできているが、すぐになくなる。」
「女性。派遣でコールセンター業務をしていた。業務縮小で3週間前に急に言われて失業。緊急小口・総合支援資金は枠一杯借りた。住居確保給付金も利用。このままだと1月の収入がゼロになってしまう。」

### (4) 低収入で生活維持が困難な高齢者からの相談が多数

60歳代以上の高齢者からの相談が、50.5%にも及びました。
「60代一人暮らし、女性。低年金を補うためにパートをしていたが失業。生活費の不足分はサラ金から借金して、借りては返す自転車操業状態。持病あるが受診も控えている。もともと年金が少ないのは自分の責任だから仕方ない。」
「70代女性、単身。パートで週3回4時間程度働いているが、コロナで時給を削られ、健康保険料も払えず、いよいよ生活が厳しく消費者ローンを利用しようかと思っている。今まで誰にも相談できなかった。」
「70代男性、単身。収入は月6万円の年金だけで、家賃が3万5000円で、滞納が心配。食べるものもぎりぎりで、1玉18円のうどんを3回に分けて食べている。」

このように、無年金・低年金のため、高齢になってもパート等で働いて生活費の不足を補ってきたところ、コロナで仕事がなくなり生活が立ち行かなくなった高齢者からの相談が続きました。

### (5) 無職者からの相談が高止まり

無職者は、2020年4月にスタートした当初は相談者の25～35%でしたが、2021年4月に43%に増加して高止まり状態となり、2022年6月には60%を超えました。
「50代女性、単身。コロナ前に体調崩して失職。90日間失業給付を受けたが、その後も、求職活動をしているが全く仕事が見付からない。国保税払えず、短期の保険証に切替えられた。」
「女性。事務仕事やコールセンターの仕事をしてきたが、失業して、貯金を崩しながら、1年間求職活動を続けているが仕事が見付からず、ハローワークに行く交通費も負担になってきていてとても不安。」
「50代男性、単身。飲食店でパートで働いていたが、コロナで閉店となり失業し、ハローワークで仕事を探しているが見付からない。貯えもなくなってきて、病院にも行けない。」

このように、何度ハローワークに通っても、失業から抜け出せず、失業給付も終了し、孤立や不安が高まって追い詰められていく人からの相談も続きました。

### (6) 低所得で所持金枯渇、支援制度の先細り・利用終了で先がない

月収10万円以下の人が、2020年4月には55%だったのが、同年12月以降、70%前後で高止まりとなり、また、所持金1万円以下の人が2020年10月以降35%前後、2021年8月以降は45%前後の高止まり状態が続きました。
「40代女性、単身。コロナ禍で時短を告げられ、2020年10月末に解雇。住居確保給付金と特例貸付でつなぎ、2021年11月末に再貸付を受けて終了。住居確保給付金はあと3か月で終わる。大家から7月以降、立退きを求められている。」
「50代単身女性　2020年失業し、しばらく失業保険を受給していたが、2021年6月から無収入。緊急小口資金、総合支援資金を借り、現在は住

居確保給付金と生活困窮者自立支援金（月６万円）で暮らしているが、それが切れたらどうしたらいいか不安で眠れない。」

このように、住居確保給付金、特例貸付などを利用して何とか生活を維持してきたものの、それが尽きて立ち行かなくなる人からの相談が増加していきました。

### （7）借金、住居費の滞納など、問題の波及・複合化

「男性、単身。コロナで派遣の仕事が減少。特例貸付を利用してきたが、家賃を3、4か月滞納して困っている。電話も今月末で使えなくなる。（2021年12月）」

「タクシー運転手の男性。コロナで給与収入が減少し、緊急小口資金と総合支援金を目一杯借りた。クレジットカードも使用し現在、任意整理の手続中。現在の収入は23万円ぐらいで、クレジットの返済だけでも10万円あるため、この上、社会福祉協議会への返済が始まるとムリになってしまう。（2022年４月）」

「60代男性。製紙会社に長年勤めていたが、21年５月、コロナの影響で廃業。その後、失業手当、社協の特例貸付、生活困窮者自立支援金を全て利用し、もう使える制度がない。ハローワークに通い続けているが、本当になかなか見つからない。預金もゼロになり、来月の住宅ローンが支払えない。（2022年６月）」

このように、コロナ禍が長期化する中、非正規労働者を中心に仕事を失い、無職の状態が長引く中、住居費を含めた債務の支払いが困難となるなどして生活の基盤を維持することが難しくなり、離婚、孤立感・死にたい気持（メンタル不全）、不公平感の高まり、問題が波及し、複合化し、深刻化している状況があります。

### （8）生活保護 - 当初から続く強い忌避感、水際作戦

#### ア　続く忌避感

「20代女性、家賃滞納あり。住居確保給付金、特例貸付などは使い切り、もはや使える制度もなく、この１年１日１食でやりくりしており、体調も悪い。医者に行くお金もなく、限界。生活保護を受けるくらいなら死んだ方がまし。」

「30代男性、単身。11月は１万円の収入しかなく、食事にも困る状況。生活保護は、10年以上音信不通の親族に扶養照会されるのは屈辱的なので避けたい。」

「50代女性、単身。コールセンターで働いていたが解雇され、現在求職中。昨年、一時、生活保護受けたが、窓口の対応が酷いので、もう行きたくない。」

「女性、収入は傷害年金６万円のみ。以前生活保護を受給していたがケースワーカーの就労指導がひどく、生活保護を受けるなら餓死したほうがいい。」

#### イ　続く水際作戦

「40代パート（飲食）女性。春頃から仕事がなくなり単発で何とかしのいできたが、いよいよ仕事がなく貯金もゼロになり食べる物もない。生活保護の申請に行ったら女性面接員から「苦しいのはあなただけじゃない」「選ばなければ夜の仕事とかあるでしょ」「今話題の接待を伴う飲食のお店とか。ああいうところは時給高いですよ」と追い返された。」「60代男性、単身。病気で働けなくなった。生活保護の相談に行ったところ、「生活保護は無理。手がない人でも足がない人でも働いているんですよ。あなたも働きなさい。」といわれてショックを受けた。あきらめて餓死するか、ホームレスになるしかない。」

「70代男性、単身。収入は月６万円の年金だけ。役所に生活保護の相談に行ったら、「人のお金で食べさせてもらうのか」「働く人の上前をはねて生きるつもり」と罵倒される。体調も悪く、こんな状態で生きていても仕方ないと思う。」

このように、2020年４月の開始当初から、生活保護の利用に対し、強い忌避感を示される方が多く、また、コロナ禍という社会の危機にあっても、水際作戦に関する相談も続き、2012年の生活保護バッシング等により生活保護制度へのスティグマが高められ、水際作戦が相変わ

らずなくならず、最後のセーフティネットであるはずの生活保護制度が機能不全に陥っていることを実感し続けることになりました。

**(9) 追い打ちをかける物価高騰**

「80代男性、単身。年金収入月額12万5000円で、物価も上がり、生活が苦しい。苦しい生活を理解してほしい。」

「50代女性、単身。収入は障害年金月9万5000円。持家だが、玉ねぎが1個170円もするなど、物価高騰で生活が苦しい。」

「50代女性、単身。生活保護を利用しているが、物価高になりなおさら生活が苦しくなった。入浴も週に一回だけで、精神的にも辛い。」

「80代女性、単身。生活保護を利用。申し訳ないとは思うが、生活費が足りない。高齢で身体も弱ってきており、物価上昇で、ガスは最低限しか使わず、エアコンは使うと電気代が大変なことになるので、一日中湯たんぽを抱いて過ごしている。」

このように、コロナ禍で多くの人が追い詰められ、さらに、物価高騰が追い打ちをかけている状況があります。

## 2　リアル相談を含む新たな相談会の取組を全国連携で4月から再スタート

上記電話相談会は、2022年12月で一区切りとなりましたが、足掛け3年の取組は、個別支援のほか、追い詰められた人の声を社会に可視化し、特例貸付・雇用調整助成金等の国のコロナ施策の問題点、コロナ前からの労働・社会保障制度の脆弱性等を浮き彫りにするなどの役割を果たすことができたと思います。

しかしながら、今もなお、コロナ禍は収束せず、国の支援策の終了、失業の長期化などにより、生活に困窮している人が多く、物価急騰や特例貸付の償還開始等が追い打ちをかけ、日々の食事にも事欠く人が続出するなど、深刻な状況が続いています。

2022年12月27日、川口のフレンディアにて、全労連、社保協、フードバンク埼玉、埼生連、民医連、反貧困ネットワーク埼玉などが連携して実施した法律・生活・労働・健康・食料支援のリアル相談会には、1日で約300人の相談者が来場し、厳しい状況にある人たちが多いことを目の当たりにすることになりました。

そこで、本年4月30日を第1回目として、地域連携・全国連携により、食料支援などのリアル相談と電話相談の併設・選択型で、下記のとおり、全国一斉「いのちと暮らしを守る　なんでも相談会」を実施していくことになりました。

記

**▶実施日時**

第1弾：4月30日（日）10時～18時

上記時間枠内で各地の実情に応じ可能な時間帯に実施

第2弾：7月29（土）10時～18時

第3弾：9月30日（土）10時～18時

**▶実施目的**

(1) 個別支援

(2) 生活苦、低賃金・不安定就労などの状況の可視化（元々の貧困・格差、コロナ・物価高騰・支援策終了、特例貸付問題など）

(3) 労働・社会保障制度の改善

(4) 取組を通じ地域内の連携を進化させ地域力を高める

(5) 貧困・格差問題の解決を目指す。

**▶方法：各地の実情に応じ、次のいずれかの方法で行う。**

(1) リアル相談＋電話相談

(2) リアル相談のみ

(3) 電話相談のみ

＊可能な範囲で、弁護士・司法書士、労働組合、医療団体、反貧困ネットワーク、居住支援団体、フードバンクなどとの幅広い連携を目指し、法律相談・生活相談・労働相談・健康相談・食糧支援など多様な相談に対応する。

＊物価高騰等に対応するため、リアル相談では、可能であれば、食料品の無償提供などの支援を行う。

＊電話相談は、コロナ災害なんでも電話相談会同様、統一フリーダイヤルを設定する。

▶主催：いのちと暮らしを守る　なんでも相談会実行委員会

## 3　4月30日の埼玉の取組への参加のお願い

埼玉では、昨年末と同様に、全労連、社保協、フードバンク埼玉、埼生連、民医連、反貧困ネットワーク埼玉などの連携により、法律・生活・労働・健康・食料支援のリアル相談会を、川口フレンディア4階にて、10時～17時の時間帯で実施することになりました。実施前には、川口駅、大宮駅の駅頭でチラシ配りなどの街宣活動も行います。

自由法曹団からも、相談員のご参加を是非、お願いいたします。

参加いただける方は、伊須慎一郎弁護士か、猪股宛に、参加いただける時間帯をお知らせいただけますと幸いです。